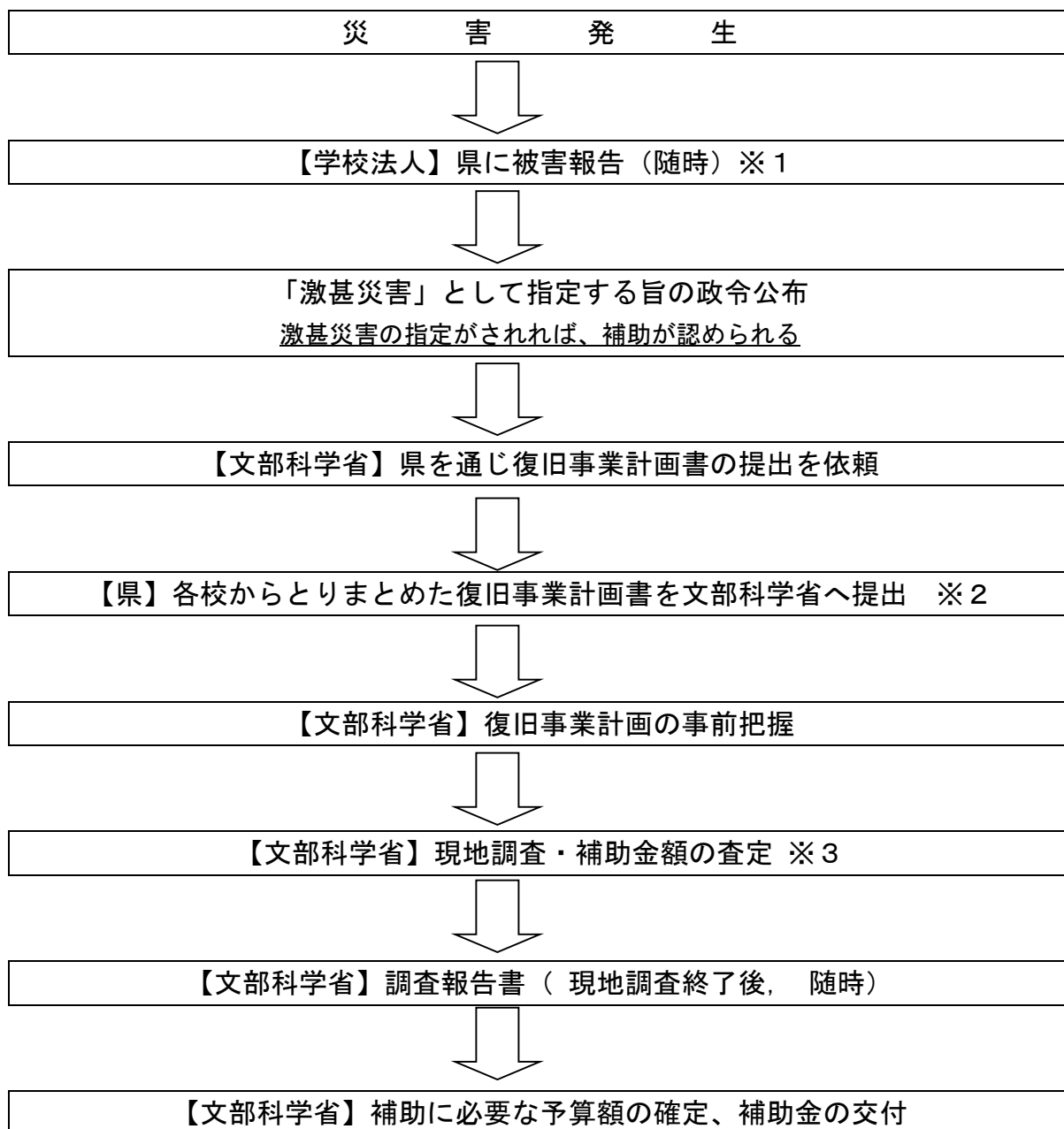


私立学校施設の災害復旧補助事業に関する事務の流れについて



※1 災害や被害の規模に関係なく県へと報告。

※2 被災直後の被害状況が確認できる写真や関係資料（平面図や立面図等の位置と写真が突合できるもの等）の保存が必要。

※3 復旧事業計画書をもとに、被災した学校に対し文部科学省担当者が財務省東海財務局担当者の立会のもとで現地調査を行い、補助金額の査定を行う。